

※合併処理浄化槽を使用している皆様へ

浄化槽維持管理費補助制度について

◎浄化槽維持管理費補助制度の趣旨

河川や海の水質をきれいに保ち、良好な生活環境を守るには、し尿と併せて生活雑排水（台所、風呂、洗濯等）を処理することのできる合併処理浄化槽を、良好な状態に保つことが大切です。

そのためには、法律で定められている法定検査や保守点検、清掃を定期的に行う必要がありますが、そういった方々の費用負担を軽減するため、加古川市では維持管理費の一部を補助しています。



◎維持管理費補助の概要

1. 対象者

適正な維持管理が行われている10人槽以下の合併処理浄化槽管理者

※ 適正な維持管理とは、以下の(1)～(3)を全て満たすことをいいます。

- (1) 専門業者により浄化槽の保守点検を年3回以上(法の定めのある場合を除く)実施していること
- (2) 浄化槽の清掃(汚泥の引抜きを含む)を年1回以上実施していること
- (3) 浄化槽法第11条第1項に規定する法定検査(年1回)を受検し、結果が「適正」又は、「おおむね適正」であること

※ 結果が「不適正」の場合は、指摘事項を改善した後、改善報告書の提出が必要

2. 対象区域

集合処理区域(公共下水道など)以外で、都市計画法に規定する工業専用地域以外の区域

※ 区域の問い合わせは、上下水道局下水道課(Tel. 079-427-9290) または尾上処理工場(Tel. 079-422-5560)へ

3. 補助金の金額

20,000円 補助回数は、初回申請を含む最大15回です。

※毎年度申請が必要です。未申請の年度がある場合は、補助を受けることができる回数が減少します。

4. 手続きの流れ

★法定検査の受検★

浄化槽法第11条に基づく法定検査(年1回)を受けてください。

※兵庫県の指定検査機関である一般社団法人兵庫県水質保全センター(Tel. 078-306-6021)が実施します。

【検査結果の通知】

※「不適正」の場合は、指摘事項を改善した後、尾上処理工場へ改善報告書の提出が必要です。

★交付申請(請求書)★

法定検査受検日から4か月以内に申請してください。

【交付決定(確定)通知書】

ご本人宛に通知いたします。

【補助金交付】

ご指定の金融機関の口座に振り込まれます。

◎維持管理費補助の申請窓口

○加古川市 尾上処理工場 (加古川市尾上町養田1650番地 1階管理事務室)

○加古川市 環境第2課 (加古川市野口町水足1452番地の1 環境美化センター2階)

○加古川市 環境保全課 (加古川市加古川町北在家2000番地 市庁舎新館7階)

※ 受付時間は、市役所開庁日の8:30～16:30です。



【補助制度に関するお問合せ先】

加古川市 尾上処理工場

電話 079-422-5560

Fax 079-424-7274

◎申請書・添付書類

1. 申請書類

「浄化槽維持管理費補助金交付申請(請求)書」に添付書類等をつけて、申請窓口で申請してください。

※申請(請求)書は、申請窓口及び各市民センターで配布しています。また、尾上処理工場のホームページから印刷することもできます。

2. 添付書類等

当該法定検査日を基準として、その検査日から遡って、概ね1年間に実施した保守点検・清掃が対象となります。なお、前回申請時に対象となった保守点検・清掃は対象外です。(添付書類は、すべて写しを提出してください)

(1) 法定検査結果書(浄化槽法第11条)

(2) 保守点検記録票(3回分)

(3) 浄化槽清掃記録票

(4) 上記(1)～(3)の領収書または支払ったことが確認できる書類

※以下のような場合には、(2)と(3)の書類の提出を省略できます。

法定検査結果書の「1 書類検査の結果」の各項目が“○”になっている場合。

(5) 申請者名義の口座番号がわかるもの(通帳、キャッシュカード等)

◆ その他、「改善報告書」「名義変更」等の書類が必要となる場合があります。

3. 申請時期等

申請期間は、今年の法定検査(浄化槽法第11条)受検日から4か月以内です。



(例) 下表は、適正な維持管理と、申請対象の法定検査、保守点検、清掃のスケジュールの一例です。

水質保全センターが実施 法定検査				補助申請 4か月以内
保守点検業者が実施 保守点検	1回目	2回目	3回目	
清掃業者が実施 清掃	1回			

◎設置後の維持管理について(浄化槽法による)

浄化槽を設置した後は、下記のとおり維持管理の実施が必要です。

保守点検 (法第8条)	年3回以上の保守点検(機器の点検修理・消毒剤の補充等)を実施してください。 ※兵庫県から登録を受け、浄化槽管理者が契約した保守点検業者が実施
清掃 (法第9条)	年1回以上の浄化槽の清掃(汚泥引抜きを含む。)を実施してください。 ※加古川市が許可し、浄化槽管理者が契約した清掃業者が実施
法定検査 (法第11条)	浄化槽設置後の水質検査(使用開始後3か月～8か月の期間に実施する検査:浄化槽法第7条)を受けてください。(初回のみ) その後は年1回の法定検査を受けてください。(2回目以降) ※兵庫県の指定検査機関 一般社団法人兵庫県水質保全センターが実施
記録の保存 (規則第5条)	法定検査の検査結果書及び保守点検業者・清掃業者から交付された記録票は、3年間の保存義務があります。

**浄化槽の機能を発揮させるためには
正しい維持管理が必要不可欠です。**

保守点検



清掃



法定検査

